

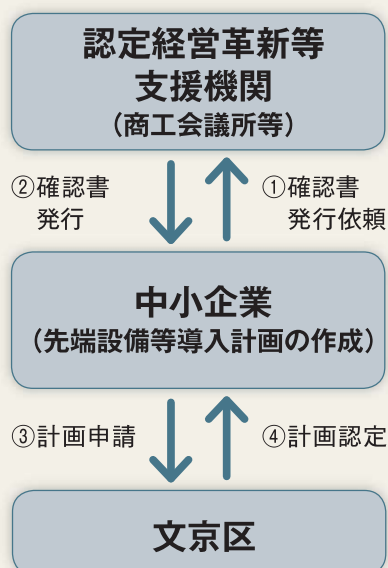
【文京区】中小企業の設備投資を支援します！

先端設備等導入の支援(固定資産税の特例等)

中小企業等経営強化法に基づき、「先端設備等導入計画」を作成し、本区の認定を受ける中小企業者が、賃上げ表明をし、計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税が軽減されます。

「先端設備等導入計画」の申請から認定まで

申請の流れ



先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内 容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、労働生産性が年平均3%以上向上すること 算定式：(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動用に直接供される下記の設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの ○認定経営革新等支援機関において事前に確認を行った計画であること ○文京区の導入促進基本計画に適合するもの

◎申請方法は以下の区ホームページをご覧ください。

中小企業者が受けられる主な支援

1 新規設備投資に係る固定資産税が軽減！（※一定の賃上げ表明をした場合に限る。）

賃上げ表明内容	固定資産の特例内容
賃上げ表明なし	固定資産税の特例措置なし
<u>1.5%以上</u> の賃上げ表明あり	<u>3年間</u> に限り、課税標準を <u>1/2</u> に軽減
<u>3%以上</u> の賃上げ表明あり	<u>5年間</u> に限り、課税標準を <u>1/4</u> に軽減

※令和9年3月31日までに取得する設備に限ります。

- 信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます！（※保証について、別途審査があります。）
- 先端設備等導入支援資金（文京区中小企業向け資金融資あっせん）を利用できます。（融資限度額 3,000 万円、実質本人負担利率 0%）
- 文京区持続可能性向上支援補助金が利用できます！（※一定の要件があります。10 頁をご覧ください。）

お問い合わせ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005131.html>

